

競技者に対する裁量ペナルティーの指針

(World Sailing Jury Policies Section C 準拠)

1. 全般

- 1.1 違反に対する適切なペナルティーを決定する裁量権が Jury にある場合、そのペナルティーはゼロ点から DNE の範囲に及びます。ペナルティーの決定に、Jury はこの文書を用います。
- 1.2 裁量ペナルティーは単なる標準ペナルティーのリストではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整する必要があります。全体的な考え方は、特定の違反に対する基本的なペナルティーを決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減することです。
- 1.3 推奨される基本ペナルティーは添付の 2 つの表に記載されています。これらは、一般的な特定の違反の基本バンドと、特定の違反がリストされていない場合に使用される一般的な質問への回答を示しています。特定の違反に対してペナルティーが範囲で提案された場合は、その一般的な質問を使用して、特定の違反に対するバンドを決定します。
- 1.4 ペナルティーは 4 つのバンドに分けられ、その中点が通常の基本ペナルティーです。
 - (a) バンド 1 – 0-10% (中点 5%)
 - (b) バンド 2 – 10-30% (中点 20%)
 - (c) バンド 3 – 30-70% (中点 50%)
 - (d) バンド 4 – DSQ / DNE (初期値 DSQ)
- 1.5 先ず、以下の表を使用して適用されるバンドを見つけます。「基本ペナルティー」はバンドの中点だと考えてください。次に、バンド内のペナルティーを増加または減少させる理由があるかどうか、またはバンドを変更するかどうかを判断します。
- 1.6 以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの軽減につながります。
 - (a) 違反は偶然であったか？
 - (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか？
 - (c) 違反は競技者自らから報告されたか？
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の誰かが、その違反行為の原因となったか？
- 1.7 以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの加重につながります。
 - (a) 違反は繰り返されたか？
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？
 - (c) 違反を隠そうとしたか？
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか？
- 1.8 Jury はペナルティーを加重すべきか軽減すべきかを決定するために、その他の問いを用いることができます。
- 1.9 ペナルティーを計算および適用するにあたっては以下を適用します：
 - (a) 裁量ペナルティーは、リタイアまたは DSQ の得点より悪くはならない。
 - (b) パーcentage・ペナルティーは、小数点以下第 2 位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、抗議が全てのレースにおいて有効である限り、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
 - (d) 違反が艇の性能に影響なく、とりわけ大部分が手続き上の問題であった場合には、規則 64.2 に定める通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

- 1.10 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文または通告には、以下のような記述を含めてください。
- (a) 「DP ガイドに基づき、出発点を xx%と決定した。」
 - (b) 「……であったので、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「……であったので、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
 - (d) 「ペナルティーは xx%とし、[当日の全レースに]または[第 yy レース]に適用される。」

2. 裁量ペナルティーの基本ペナルティー・バンド

- 2.1 通常はバンドの中央値が基本ペナルティーとなります。
- 2.2 リストにない違反行為やバンドが範囲で提示されている場合は 2 番目の表を参照してください。
- 2.3 その違反行為には裁量ペナルティーの適用が認められていることを確認すること。

安全	
・陸上に留まるときにレース事務局に通知しなかった。	1
・リタイア報告の要件を順守しなかった（未通知、報告書の未提出、抗議タイム・リミット後の報告書提出、または出艇・帰着の申告漏れ）。	1
・違反により捜索や救助活動が発動された場合。	4
・係留-指定された場所にいなかつたが、主催団体に自ら申し出た艇。	1
・係留-速やかに主催団体に申し出なかつた艇。	2
・商業船航路を回避していなかつた。	1-4
・レースをしていないときの個人用浮揚用具の長い期間の未着用。	1-2
行動規範	
・大会役員の妥当な要求に応じなかつた。	2-4
・指示に従わなかつた、適切な注意を怠つた、または付属機器の機能を妨害した。	1-4
出艇	
・陸上に留まる指示に従わなかつた（例：AP over H、D 旗）。	1-4
スタート	
・スタートエリアを回避しなかつたが、レース艇は妨害しなかつた。	1
・スタートエリアを回避せず、RRS 23.1 に違反した。	4
装備の検査	
・指示に従わなかつた—せざるを得ない事情やもつともな理由がある。	1
・指示に従わなかつた—せざるを得ない事情やもつともな理由がない。	3
乗組員または機器の交換	
・指示に従わなかつた—せざるを得ない事情やもつともな理由がある。	1
・指示に従わなかつた—せざるを得ない事情やもつともな理由がない。	3
・乗員または装備を不適合な乗員または装備に交換した。	4
識別と広告	
・必要に応じてイベントステッカーを貼り付けていない（広告、バウ番号、識別マークなど）。	2-4
・イベントステッカーは貼り付けてあるが、正しい位置ではなかつた（主催団体が貼り付けを行った場合は 0%）。	1
・必要に応じて bib を着用しなかつた	

	1-2
・国旗を貼り付けていなかった。	1
・国旗は貼り付けてあるが、正しい位置ではなかった。	1
・国旗は貼り付けてあるが、クラス規則に従い承認されたメーカーによって製造されたものではなかった。	1
無線通信	
・全ての艇に利用可能でない、無線やデータ、または携帯電話のメッセージの送受信を行った。	3
ごみ処理	
・意図的にゴミを廃棄した。	1-4
ポジショニング装置	
・求められたように、または出艇・帰着申告において、装置の受取または返却をしなかった。	1
・設置されていないか、または設置指図に従っていないか。	3
・装置は設置されていたが、その機能が妨害されていた。	4
クラス規則	
・セール番号と国を示す文字に不備があった。	1
・セールストッパー（ブラック・バンド）が無いか、または適切ではない位置にあった。	2
・バンドを越えてセールを展開した。	3
・製造業者が供給および統制する装備を改変した。	3
・禁止されるハル/フォイル表面の整形または再仕上げを行った。	4
・登録されていない装備を使用した。（ただし認証されている）	3
・安全装備の非搭載、または、不適切な安全装備であった。	1-4
・禁止された GPS またはその他の電子機器を使用した。	4
・認証されていない装備を使用した。	4
・補正おもりがない、または、正しくない位置にある。	4
・規定された許容範囲を超える装備（損傷または通常の損耗を除く。）	
○ 艇速に影響する可能性がなかった	1
○ 艇の性能に影響する可能性はあるが、明らかでは無かった	2
○ 艇の性能に明らかな影響がある	4

3. 一般的な質問

3.1 上記の表に当該の違反がない場合、または上記の表において複数のバンドを示している場合に使用します。

違反行為が危険を及ぼす可能性があったか？	
いいえ	1
及ぼす可能性はあったが、確かではない。	2-3
はい。	4
その艇が、競技上の有利を得ていないことを証明できるか？	
はい、有利を得た可能性はなかった。	1
いいえ、有利を得た可能性はあるが、明らかではない。	2-3
いいえ、明らかに有利を得た。	4
その違反行為が、セーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性があったか？ (注：スポーツの名誉を傷つけ可能性があるとしてジュリーが判断し、特に他の規則が適用されない場合、RRS 69に基づく処置を検討する。)	
いいえ	1
懸念されるが、確かではない。	2-3
はい。	4
その違反行為が損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
いいえ	1
可能性はあったが、確かではない。	2-3
はい。	4

支援者および艇に対する裁量ペナルティーの指針

(World Sailing Jury Policies Section D 準拠)

1. 全般

プロテスト委員会が審問において、支援者が規則または開催地の規制に違反したと判定した場合、RRS 64.5 は、支援者へのペナルティーや、特定の状況において、艇へのペナルティーを規定しています。裁量のペナルティーは、単なる標準ペナルティーのリストではありません。一貫性を維持しながら、ペナルティーを正当なものとして調整する必要があります。全体的な概念は、特定の違反に対する基本的なペナルティーを確立し、状況に応じてペナルティーを増減することです。不正行為の場合、支援者と艇に対するペナルティーは RRS 69 に従って決定されます。

2. 支援者に対する裁量ペナルティー

2.1 ペナルティーは次の 5 つのレベルに分けられます。

レベル 1：警告

レベル 2：その支援者を 1 レース以上、出艇させない

レベル 3：その支援者を 1 日以上、出艇させない

レベル 4：その支援者を 1 日以上、大会会場に入れない

レベル 5：その支援者を残りの大会期間中、大会会場に入れない、および/または、不正行為のかどで RRS 69 に基づきその支援者を告発するなど、規則の規定に従ってプロテスト委員会の権限内でその他の措置を講じる。

2.2 裁量ペナルティーの基本ペナルティー

安全性	レベル
・すべての安全装備を搭載していなかった	2-4
・支援者に通告したにもかかわらず従わなかった	4-5
・乗艇する全員分の十分なライフジャケットを搭載していなかった	3-5
・ライフジャケットを着用していなかった、または乗艇者に水上にいる間 ライフジャケットを着用させなかった。ただし初めてであった。	1-3
・陸上または水上のいずれかで警告したが、従わなかった。	3-4
・水上においてキルコードを装着していなかったが、初めてであった	1-3
・陸上または水上のいずれかで警告したが、従わなかった	3-5
・適切な保険に加入していなかった	3-5
・指定されたドライバーが、モーターボートの運転免許証を持っていない	3-5
・認められていない人員を乗艇させた	2-4
・機器、機材の一部、ブイ、標識、または同様の物品を恒久的に水中に放置した	3-5
・ボートのエンジンまたは船体の両側に MNA の識別を表示していなかった	2-4
・制限速度を含む地元ハーバーの規制を順守しなかった	1-5

・不適切な振る舞い、危険な活動もしくは違法な練習、または競技の公平性
や安全性に影響する活動を行った。

3-5

セーリング会場と制限区域	
・進水または着岸のために指定されたエリアを使用しなかった禁止された区域に駐車したりトレーラーを放置したりした	1-2
・セーリング会場内に未登録の支援艇を持ち込んだ	3-5
・制限区域の外に留まらなかった。または指定区域内に留まらなかった。	3
・レース中の艇に干渉した	3-5
・レース中の艇の近くで引き波を最小限にしなかった	1-3
・故意にゴミを水中に捨てた	3-5
電子機器と通信	
・VHF ラジオ、タブレット、携帯電話、またはその他の通信機器の不正使用	2-5
・VHF を介した不適切な通信（RC への妨害）	1-2
・下品なまたは口汚い言葉使い（RC、TC、OA、プロテスト委員会または他の支援者に対して）	1-5
・許可なくドローンを操作した	2-5
・技術的なドーピング：情報（すなわち気象）、ハードウェア（すなわちボート）、および選手を含む、パフォーマンスを向上させるための非倫理的な方法や技術などを使用した	2-5
その他	
・その他の指示に従わなかった	1-4
・レースオフィシャルからの合理的な要請に応じなかった	1-5

3. 艇に対する裁量ペナルティー

3.1 プロテスト委員会は、RRS 60.3 (d) または 69 に基づく、支援者の規則違反に係る審問の当事者である艇に対して、あるレースでのその艇の得点に DSQ またはそれ以下の変更を加えることによりペナルティーを課すこともできます。ペナルティーを決定する際、プロテスト委員会はこの文書を指針として用います。

3.2 ペナルティーは 4 つのバンドに分割され、中間点が通常の基本ペナルティーです：

- (a) バンド 1 0–10%（中間点 5%）
- (b) バンド 2 10–30%（中間点 20%）
- (c) バンド 3 30–70%（中間点 50%）
- (d) バンド 4 DSQ

3.3 まず、以下の表を使用して適用されるバンドを見つけます。プロテスト委員会は、ペナルティーを加重または軽減すべきかを決定するために他の質問をすることができます。「基本ペナルティー」はバンドの中間点にあると考えてください。

その艇は競技上の有利を得たか？	バンド
有利を得た可能性はない	1
有利を得る可能性がある	2-3

はい、明らかに有利を得た	4
--------------	---

プロテスト委員会が、以前の審問の後、ペナルティーが課せられる可能性がある」と艇に書面で警告を与えた後、支援者が更なる違反を犯した。 その違反行為により損傷または傷害が発生する可能性はあったか？	
いいえ	1
可能性はあったが、確かではない	2-3
はい	4
その違反行為により安全性が損なわれる可能性があったか？	
いいえ	1
可能性はあったが、確かではない	2-3
はい	4
その違反行為がセーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性があったか？	
いいえ	1
可能性はあったが、確かではない	2-3
はい	4

ペナルティーの計算および適用には以下が適用される：

- (a) 裁量ペナルティーは、艇の得点をリタイアまたは DSQ より悪くはならない。
- (b) パーcentage・ペナルティーは、小数点以下第 2 位を四捨五入する。
- (c) 違反が艇の性能に影響した場合、抗議が全てのレースにおいて有効である限り、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
- (d) 違反が艇の性能に影響なく、とりわけ大部分が手続き上の問題であった場合には、規則 64.2 に定める通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

3.4 プロテスト委員会は、違反に対して適切なペナルティーを決定する裁量権を持ちます。それは、警告を与えることから当事者を大会から排除することまで、または当事者が有する特権または特典を剥脱すること、または規則で定められた権限内で他の処置を取ることです。

以下の質問に対する答えによって、ペナルティーを加重または軽減させる理由があるかどうかを判断します。

以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの軽減につながります。

- (a) 違反は偶然であったか、または回避できなかったか？
- (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか？
- (c) 支援チーム以外の誰かが、その違反行為に加担したか？
- (d) 支援者は違反を認め、調査に貢献したか？

以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの加重につながります。

- (a) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？
- (b) 違反を隠そうとしたか？
- (c) 誰かに迷惑をかけたか？
- (d) 支援者は更なる違反を犯したか？

プロテスト委員会は、ペナルティーを加重すべきか軽減すべきかを決定するために、その他の質問をすることができます。

4. 判決の記述

裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述を含めてください：

- (a) 「DP ガイドに基づき、出発点を xx%と決定した。」
- (b) 「……であったので、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
- (c) 「……であったので、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
- (d) 「艇のペナルティーは xx%とし、[当日の全レース]または[第 yy レース]に適用される。」

年 月 日

プロテスト委員長